独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社インターネットイニシアティブ	コード	3774
提出日	2026/5/29	異動（予定）日	2026/6/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	塚本　隆史	社外取締役	○							△						○		有
2	佃　和夫	社外取締役	○										△					有
3	岩間　陽一郎	社外取締役	○										△					有
4	岡本　厚	社外取締役	○													○		有
5	鵜巣　香穂利	社外取締役	○										△					有
6	麻生　久美子	社外監査役	○										△					有
7	原田　史緒	社外監査役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	塚本 隆史氏は過去において、当社グループの取引先及び借入先の一つである株式会社みずほ銀行及びその親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの業務執行者でありましたが、2014年に退任し、現在は特別顧問との立場であり、業務執行者の職責を離れ10年以上経過していることから、十分な独立性を有していると判断しております。なお、当社グループから株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほフィナンシャルグループへの売上高は当社グループの売上高の2%未満、当社グループから株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほフィナンシャルグループへの支払いは株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほフィナンシャルグループの売上高の1%未満であります。	株式会社みずほ銀行 取締役頭取及び取締役会長を歴任し、グローバルビジネス、財務・会計、ガバナンス等に関する幅広い知識及び高度な知見等を有しております。同氏は、2017年6月より当社社外取締役に就任し、当社の経営への有益な提言や監視を行っており、引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏の社外取締役としての在任期間は、第34回 定時株主総会終結の時をもって9年となります。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準等に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	佃 和夫氏は過去において、当社グループの取引先の一つである三菱重工業株式会社の業務執行者でありましたが、2013年に退任し、現在は業務執行に関与していないため、十分な独立性を有していると判断しております。なお、当社グループから同社への売上高は当社グループの売上高の1%未満、当社グループから同社への支払いは1,000万円未満であります。	三菱重工業株式会社 代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任し、テクノロジー・R&D、グローバルビジネス、ガバナンス等に関する幅広い知識及び高度な知見等を有しております。同氏は、2020年6月より当社社外取締役に就任し、当社の経営への有益な提言や監視を行っており、引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏の社外取締役としての在任期間は、第34回 定時株主総会終結の時をもって6年となります。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準等に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	岩間 陽一郎氏は過去において、当社グループの取引先の一つである東京海上アセットマネジメント株式会社の業務執行者でありましたが、2009年に退任し、現在は業務執行に関与していないため、十分な独立性を有していると判断しております。なお、当社グループから同社への売上高は当社グループの売上高の1%未満、当社グループから同社への支払いは1,000万円未満であります。また、同氏は現在、当社グループの取引先の一つであるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の取締役会議長でありますが、社外取締役との職責で業務執行に関与していないため、十分な独立性を有していると判断しております。なお、当社グループから同社への売上高は当社グループの売上高の1%未満、当社グループから同社への支払いは1,000万円未満であります。	東京海上アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 社外取締役兼取締役会議長、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議のメンバー等を歴任し、グローバルビジネス、財務・会計、ガバナンス等に関する幅広い知識及び高度な知見等を有しております。同氏は、2021年6月より当社社外取締役に就任し、当社の経営への有益な提言や監視を行っており、引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏の社外取締役としての在任期間は、第34回 定時株主総会終結の時をもって5年となります。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準等に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当なし	株式会社岩波書店 代表取締役社長等を歴任し、グローバルビジネス、ガバナンス等に関する幅広い知識及び高度な知見等を有しております。同氏は、2022年6月より当社社外取締役に就任し、当社の経営への有益な提言や監視を行っており、引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏の社外取締役としての在任期間は、第34回 定時株主総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準等に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	鵜巣 香穂利氏は過去において、当社グループの取引先の一つである有限責任監査法人トーマツの業務執行者でありましたが、2021年に退所し、現在は業務執行に関与していないため、十分な独立性を有していると判断しております。なお、当社グループから同法人への売上高は当社グループの売上高の1%未満、当社グループから同法人への支払いは1,000万円未満であります。また、有限責任監査法人トーマツは当社グループの会計監査人でありましたが、2019年6月に他の会計監査人に変更しており、十分に独立性があると判断しております。	公認情報システム監査人として有限責任監査法人トーマツ ボードメンバーを歴任し、ITビジネス、テクノロジー・R&D、ガバナンス等に関する幅広い知識及び高度な知見等を有しております。同氏は、2022年6月より当社社外取締役に就任し、当社の経営への有益な提言や監視を行っており、引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏の社外取締役としての在任期間は、第34回 定時株主総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準等に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

6	麻生 久美子氏は過去において、当社グループの取引先の一つである有限責任監査法人トーマツの業務執行者でありましたが、2022年に退任し、現在は業務執行に関与していないため、十分な独立性を有していると判断しております。なお、当社グループから同法人への売上高は当社グループの売上高の1%未満、当社グループから同法人への支払いは1,000万円未満であります。有限責任監査法人トーマツは当社グループの会計監査人でありましたが、2019年6月に他の会計監査人に変更しており、十分に独立性があると判断しております。	公認会計士として長年の経験と財務専門知識を有し、高い専門性と客観性・中立性をもって適切な取締役の職務執行の監督が為されることを期待し選任しております。同氏は、2024年6月より当社社外監査役に就任し、社外監査役としての在任期間は、第34回 定時株主総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準等に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
7	該当なし	弁護士として長年の経験と法律に関する専門知識を有しており、社外監査役の職務を適切に遂行できるものと期待し、社外監査役候補とするものです。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準等に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

４．補足説明

当社は、会社法に定める社外役員の要件及び株式会社東京証券取引所が定める基準に加え、社外役員に対する独立性要件を定めた「独立性基準」を制定し、
それらに基づき独立社外役員を選定しております。なお、当社の「独立性基準」は下記の通りです。

（独立性基準）
次の各号のいずれにも該当する者ではないこと。
（１） 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主またはそれが法人・団体等である場合はその業務執行者
（２） 当社もしくはその子会社の主要な取引先または当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等の業務執行者（＊１）
（３） 当社が多額の借入れをしている金融機関の業務執行者（＊２）
（４） 当社もしくはその子会社のコンサルタント、会計専門家または法律専門家等として、役員報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益を受け取っている者またはそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体等に所属する者（＊３）
（５） 当社またはその子会社から多額の寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者（＊４）
（６） 上記(１)から(５)のいずれかに該当する法人・団体等において、過去５年間に業務執行者であった者
（７） 以下に該当する者の配偶者または二親等内の親族
・上記(１)から(５)のいずれかに該当する者
・当社の子会社の取締役および業務執行者
（８） その他当社が総合的に勘案して、独立性に欠けると判断し得る者

なお、上記（１）から（８）のいずれかの条件に該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、
独立役員の指定時にその理由を説明、開示します。

＊１ 「当社もしくはその子会社の主要な取引先」とは、当該取引先に対する当社の売上高が直近３事業年度のいずれかの年度における当社の売上高の２%以上である場合をいう。
「当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等」とは、当社もしくはその子会社に対する当該法人・団体等の売上高が直近３事業年度のいずれかの年度における当該法人・団体等の売上高の２%以上である場合をいう。
＊２ 「多額の借入れ」とは、直近の３事業年度のいずれかの年度における借入額が、当該事業年度における当社の総資産の２%以上である場合をいう。
＊３ 「多額の報酬その他財産上の利益」とは、直近３事業年度において当社役員報酬以外に当社またはその子会社から1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っているか、または当該報酬その他財産上の利益を得ている者が法人・団体等である場合、当該法人・団体等の直近３事業年度の売上高の２%または1,000万円のいずれか高い方の額を超える報酬その他財産上の利益を当社またはその子会社から受け取っている場合をいう。
＊４ 「多額の寄付等」とは、直近３事業年度のいずれかの年度における当社またはその子会社からの寄付等の額が年間1,000万円又は当該事業年度における当該組織の年間総費用の２%のいずれか高い方の額を超える場合をいう。

※１ 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２ 役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４ a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５ 独立役員の選任理由を記載してください。
※６ 独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。